

羽島市立堀津小学校いじめ防止基本方針

平成26年度策定
平成29年度改訂
令和3年度改訂
令和4年度改訂
令和5年度改訂

はじめに

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の学校教育目標「よく考え、あたたかい心で伝え合い、たくましくやりきる子」の育成を実現するため、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応、いじめに対する措置の具体的な取組について、「羽島市立堀津小学校いじめ防止基本方針」(以下、「学校いじめ防止基本方針」という。)を策定する。

平成25年6月28日公布、9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条、「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」、「羽島市子どものいじめの防止に関する条例」を踏まえ、実施にあたっては学校・家庭、地域社会が連携して行う。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義 (「いじめ防止対策推進法」第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものと言う。

○一見「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

○いじめは、単に謝罪をもって安易に解消したすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

※少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により、確認する。

(2) 基本認識

学校教育活動全体を通じ、以下の認識に基づいていじめの防止等に取り組む。

- ・いじめは、人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、どの子でも、どの学校でも起こり得る。
- ・いじめは、見ようと思つて見ないと見つけにくい。
- ・いじめ問題に対しては、被害者の立場に立ち素早い対応をする。
- ・いじめ問題に対しては、組織が一体となり未然防止・解決に取り組む。

(3) 学校が児童に示す構え

【学校が児童に示す4つの構え】

- ① 先生達は、いじめを絶対許しません。
- ② 先生達は、いじめられている子を必ず守ります。
- ③ いじめられている子は、一番話しやすい人に相談してください。
先生達は、その日のうちに解決にあたることを約束します。
- ④ いじめを見て知らん顔している子は、いじめているのと同じです。

この構えに基づき、学校は危機感をもって、未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題の対処を行い、児童を守る。

(4) 保護者の構え

- ・保護者は、保護する児童がいじめを行うことのないよう、規範意識等の指導、思いやりの心の育成などに努める。
- ・保護者は、保護する児童がいじめを受けた場合には、学校に報告、情報提供し、連携・協力して保護する。
- ・保護者は、学校が講ずるいじめ未然防止のための取組に協力し、同一歩調で指導する。

(5) 児童の願い

【堀津宣言】

- 1 友だちをよぶときは、「さん」をつけます。
- 1 人の体や心をきずつけないため、ぼうげん・ぼうりょくはしません。
- 1 「おはよう」・「こんにちは」・「さようなら」と元気よくあいさつします。
- 1 「ごめんなさい」すなおな気持ちを伝えます。

【中島中学校区～私たちのいじめ防止条例～】 (令和2年度 中島中学校区総会議)

- 第1条 私たちは、いつも笑顔で挨拶し、明るく素直に活動します。
- 第2条 私たちは、いつでも相手の気持ちを考え、あたたかい言葉がけや行動をします。
- 第3条 私たちは、互いのよさを認め合い、高め合える仲間をつくります。
- 第4条 私たちは、インターネット、オンラインゲーム、SNSを正しく使います。
- 第5条 私たちは、困ったことがあれば、必ず大人に相談します。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり（確かな学力・伝え合う力・主体性の育成）

- ・全ての児童が主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるように教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係を作ることができるようによさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等においても適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。児童とともに、全ての教育活動の土台に『堀津宣言』を位置付けて、常に宣言に込められた願いに立ち返って自ら行動できるように指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対に許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。
- ・年4回の「いじめ防止週間」を位置付け、児童によるいじめ防止の主体的な取組を行う。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心と社会性の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物とのふれあいや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動の充実を図る。そのために、保護者、地域との連携した指導を大切にし、地域ぐるみで児童の教育にあたる体制の強化と豊かな学習の創造に努める。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人の命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。そのため、全校で異年齢集団での活動を重視し、保護者や地域と連携をした地域活動を含め、人とのつながりを大切にし、他者を思いやる心と態度を育成する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心を持って関わることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 児童に自己存在感を与える。
 - ② 共感的な人間関係を育成する。
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンやタブレット、通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底について教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗や中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実させる。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童への指導を計画的に行うとともに、講師を招いて児童どうしての話し合いを行ったり、保護者や地域の方も含めた交流会などを行ったりする。

3 いじめ早期発見のための措置

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起これうる」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、丁寧な日常観察を行って、児童の小さな変化を見逃さない体制を築く。

～子どもたちと共に過ごし、子どもたちの様子や変化を敏感に感じ取る～

【注意すべき事項】

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ○発表したときに嘲笑からかいが起きる。 | ○話し合い活動に参加していない。 |
| ○ボール運動時、パスが回ってこない。 | ○道具の順番が回ってこない。 |
| ○実験道具等を一人で片付けている。 | ○忘れ物が増えた。物がなくなる。 |
| ○教科書やノート等に落書きをされる。 | ○隣の児童と机が離される。 |
| ○清掃時、いつまでも机が運ばれない。 | ○特に用事がないのに職員室や保健室へ来る。 |
| ○他の児童より登校が早い。 | ○遅刻や欠席が多くなる。 |
| ○物を隠される。 | ○うつむきがちで視線を合わせようとしない。 |
| ○休み時間に独りでいる。 | |

※ささいな変化も見逃さず、気になることがあつたら声をかける。その情報は共有し、組織的に判断し、対応していく。

- | | | | | | |
|---------------|---------------|------------------|---------|-----------------------|-----------------------|
| □けがやその他の身体的変化 | □成績の下降や忘れ物の増加 | □教師の所在を確かめるような行為 | □持ち物の紛失 | □保健室、職員室、図書室等への頻繁な出入り | □集団の前では教師の近づきを避ける振る舞い |
|---------------|---------------|------------------|---------|-----------------------|-----------------------|

- | | | | | |
|----------------|----------|-----------|---------------|---------|
| □表情、情緒、言葉遣いの変化 | □仲間関係の変化 | □服装の変化や乱れ | □理由が不明確な遅刻や早退 | □頻繁な独り言 |
|----------------|----------|-----------|---------------|---------|

(1) アンケート調査等による的確な情報収集

- 心のアンケート調査 毎月実施（アンケートは児童が卒業するまで5年間保存する）
- 日記、連絡帳の活用

(2) 相談体制・相談窓口の整備

- 相談ポストの活用

- スクールカウンセラー、スクール相談員の活用

- 学級・学年担任以外にも、マイサポーター、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、サポートー等、窓口となる教職員の周知

(3) 保護者・地域への積極的な情報提供依頼

- PTA総会、地区懇談会、学校運営協議会、学校だより、HPでの情報提供依頼

(4) 関係機関との連携

- 教育委員会をはじめ、その他の機関からの情報活用、情報共有

4 「学校いじめ防止等対策推進会議」の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。問題状況対策に応じて、必要な構成員で組織する。

○「学校いじめ防止等対策推進会議」（運営組織常設）

- ・校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、
関係職員（いじめ不登校専門委員・総括生徒指導主事）

○同 拡大委員会

- ・学校職員：同上
- ・学校職員外：保護者代表、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
民生児童委員、人権擁護委員、医師、警察官、弁護士 等

5 いじめ防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	職 員	児 童	保護者・地域と協働等
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員による児童理解と研修 ・入学式、PTA総会での方針説明、学校だより、HPによる発信 ・生徒指導交流(定例職員打合せ) ・生徒指導事例研① 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級目標・約束づくり等 ・児童集会『堀津宣言』学習【学級活動・児童会】 ・なかよしグループ発足 ・心のアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・「方針」の説明と意見交流【PTA諸会議、総会、学級懇談会】 ・地域諸会議で説明
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」(校内委員会+SC) ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス遊び【いじめ防止週間1】 ・児童会：委員会活動 ・心のアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問、学級懇談会での意見交流等 ・民生児童委員懇談会
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・現職研修(学級経営用検査) ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・『堀津宣言』にそった各委員会のキャンペーン ・心のアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員懇談会 ・学校懇話会：方針説明 ・道徳実践の内容を学級通信に掲載
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回教職員取組評価(学校評価) 対策等見直し ・校内「学校いじめ防止等対策推進会議」 ・職員会(前期前半振り返り) ・生徒指導=個別の指導確認 ・教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公正・公平」の心を育てる道徳実践【いじめ防止週間2】 ・SOSの出し方学習 ・アンケート(前期前半の振り返り) ・「いいことみつけ」 前期前半学期交流 ・心のアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回学校評価 ・夏季休業中指導 ・第1回県いじめ調査・個人懇談
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・現職研修(学級経営用検査分析) ・生徒指導事例研②=後期方針 ・「学校いじめ防止等対策推進会議」 		<ul style="list-style-type: none"> ・校外巡視
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会での全職員での児童理解と研修(夏季休業中含む) ・PTA諸会議での説明 等 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会への参加 ・心のアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA諸会議、地域会議での取組説明 ・敬老会
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・現職研修(学級経営用検査) ・「学校いじめ防止等対策推進会議」 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢集団での活動開始行事を通した人間関係づくり(修学旅行等) ・心のアンケート ・運動会の取組(仲間のよい姿見つけ)【いじめ防止週間3】 	
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA、地域諸会議での説明 ・教育相談(事前アンケート) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ほつぶれあい広場」 ・「ひびきあい活動」に向けた取組 ・心のアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ほつぶれあい広場」での地域講師
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあい活動」学級活動 ・第2回教職員取組評価 ・「学校いじめ防止等対策推進会議」 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあい活動」 ・アンケート(後期前半振り返り) ・心のアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業中指導 ・第2回学校評価 ・第2回県いじめ調査
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会(冬期休業中含め) ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会「思いやりキャンペーン」 ・心のアンケート 	
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導交流(次年度へ向けて年度末指導と引き継ぎ事項) ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き継ぎ会準備、『堀津宣言』のまとめ【いじめ防止週間4】 ・心のアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員会、学校懇話会等で取組説明
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回教職員取組評価(学校だよりによる次年度取組説明) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会『引き継ぎ』 ・アンケート(振り返り) ・心のアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員会等 ・第3回県調査

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

◎「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

○いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。

○いじめの事実が確認できたら、あるいはその疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し迅速に対応する。

○いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会へ報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導にあたる。

○保護者との連携のもと、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省することができるような指導に努める。

○いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しながら児童を守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発の防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

1	いじめの訴え、情報、兆候の察知
2	管理職等への報告と対応方針の決定
3	事実確認の丁寧で確実な把握 (保護者の協力を得ながら、複数の教員で組織的に、背景も十分に聞き取る)
4	いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
5	いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
6	保護者への報告、指導についての協力依頼 (いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む)
7	関係機関との連携(教育委員会、警察や子ども相談センター等)
8	経過の見守りと継続的な支援(保護者との連携)

- 1 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を掌理する。また、「学校いじめ防止等対策推進会議」を招集し、その運営を管理するとともに、その内容や対応を教育委員会に報告する。
- 2 教頭は、校長を補佐し、組織的な対応を整理する。
- 3 教務主任は、校長及び教頭の指示に基づいて、校長及び教頭を補佐する。
- 4 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。また、いじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童の指導を行う。

- 5 生徒指導主事は、児童の情報を把握できる態勢を整え、校内外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。また、「いじめ認知受理票」「いじめ対応報告書」等の周知・集約・情報の共有を行う。
- 6 教育相談主任は、アセスメントに基づく支援やカウンセリングの方法等について、関係者間の連絡・調整を図る。
- 7 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 8 養護教諭は、いじめを受けた児童に寄り添い、カウンセリング等を行う。
- 9 スクールカウンセラーは、専門的な立場からアセスメントに基づく支援の指導助言や児童等へのカウンセリングを行う。
- 10 保護者は、家庭において児童の様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は直ちに学校と連携して児童の安全を確保する。
- 11 地域住民等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合は、学校等に通報又は情報の提供を行う。
- 12 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、「学校いじめ防止等対策推進会議」に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。（報告を行わない場合は、いじめ防止対策推進法第23条第1項に違反）

（2）「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関するこ
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関するこ

8 プライバシー保護、個人情報の取り扱い、資料の保管

- ・個人調査（アンケート等）を実施する場合、児童が記入する時に机を離すことや、調査用紙の回収にあたっては教師が児童一人一人から直接回収するなど、記入者のプライバシー保護に十分配慮する。
- ・いじめ事案が重大事態に発展した場合、調査結果は「重大事態」の調査組織においても、資料として重要となる。その保存と結果の扱いには十分配慮する。
- ・アンケートの質問票の原本等の1次資料の保管期間は、当該児童の卒業までとする。
- ・アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書の保存期間は卒業後5年とする。